

鉱 区 税

鉱区税は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという特権を与えられていることに対する負担として課される税です。

納 め る 人 (法第 178 条)

県内に鉱区を持っている鉱業権者です。

納 め る 額 (法第 180 条)

砂鉱を目的としない鉱区 { 試掘鉱区……面積 100 アールごとに年額 200 円
採掘鉱区……面積 100 アールごとに年額 400 円
ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは上記税率の 3 分の 2

砂鉱を目的とする鉱区……………面積 100 アールごとに年額 200 円

賦課期日は 4 月 1 日です。鉱業権の設定又は消滅があったときは月割計算します。

納める方法 (法第 182 条、184 条、条例第 93 条)

県税事務所が送付する納税通知書により納付します。

納期は 5 月 15 日から 5 月 31 日までです。

- 砂鉱とは 砂金、砂鉄、砂すずなどの金属鉱のことです。
- 試掘鉱区とは 実際に採掘する前に鉱物があるかないか、採算がとれるかどうかをみるために採掘を行う鉱区のことです。